

# 群馬大学特別支援教育特別専攻科規程

平成16. 4. 1 制定  
改正 平成19. 4. 1 平成19.12.26  
平成21. 4. 1 平成22. 9.15  
令和 2. 4. 1 令和 4. 4. 1  
令和 6. 4. 1

## (趣 旨)

第1条 群馬大学特別支援教育特別専攻科（以下「特別専攻科」という。）は、大学において修得した基礎の上に、障害児に関する高度の専門教育を教授し、その研究を指導することを目的とし、特別専攻科に関する事項は、群馬大学学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (専攻及び入学定員)

第2条 特別専攻科の専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

重複障害教育専攻 15人

2 特別専攻科に、一種免許状取得コースを置く。

## (修業年限及び在学期間)

第3条 特別専攻科の修業年限は、1年とする。ただし、現職教員等にあつては、2年間にわたり履修することができる。

2 特別専攻科の在学期間は、2年を超えることはできない。

## (入学の時期)

第4条 特別専攻科の入学の時期は、学年の始めとする。

## (入学資格)

第5条 特別専攻科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状を有する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

## (出願手続)

第6条 特別専攻科の出願手続については、別に定める。

(合格者の決定)

第7条 学長は、入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、群馬大学共同教育学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続)

第8条 前条の規定による合格者で特別専攻科に入学しようとする者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、第18条に規定する入学料を納入しなければならない。

(入学許可)

第9条 学長は、前条の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(教育課程及び単位の履修基準)

第10条 特別専攻科の教育課程及び単位の履修基準は、別表第1のとおりとし、必修科目及び選択科目を合わせて31単位以上を修得しなければならない。

(履修の特例)

第11条 特別専攻科において、教育上有益と認めるときは、学生に、群馬大学学則（平成16年4月1日制定。以下「学則」という。）第35条に規定する開設授業科目の履修を許可することができる。

2 前項の規定により学生が修得した単位は、課程修了の要件となる単位としない。

(授業科目の単位の認定)

第12条 授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告等により当該科目の担当教員の評価に基づき、教授会の議を経て、学部長が行う。

(成績の評価)

第13条 成績の評価は、A（80点～100点）、B（70点～79点）、C（60点～69点）、及びD（59点以下）の4段階とし、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(休学期間)

第14条 特別専攻科の休学期間は、1年以内とし、当該年度を超えることができない。

2 休学期間は、第3条第2項に規定する在学期間に算入しない。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(修了証書の授与)

第16条 学長は、第3条第1項に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修してその単位を修得した者に対して、教授会の議を経て、修了証書を授与する。

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第17条 教育職員の免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 特別専攻科において当該所要資格を取得できる課程の認定を受けた免許状の種類は別表第2のとおりとする。

(科目等履修生)

第18条 学則第59条に定める科目等履修生に関しては、別に定める。

(検定料、入学料及び授業料)

第19条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定。以下「費用規程」という。）の定めるところによる。

（既納の検定料等）

第20条 既納の検定料、入学料及び授業料は返環しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納入した者の申出により当該各号に定める額を返環する。

(1) 費用規程第3条第3項により徴収した授業料については、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料相当額

(2) 費用規程第3条第4項により徴収した授業料については、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、当該授業料相当額

（準用規定）

第21条 この規程に定めるもののほか、特別専攻科の学生については、本学学生に関する規定を準用する。

（規程の改廃）

第22条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成22年9月15日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の規程は、令和2年度入学者から適用し、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の規程は、令和4年度入学者から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第1（第10条関係）  
 教育課程及び単位の履修基準  
 ◎一種免許状取得コース

区分	科目	授業科目	単位数	必要単位	備考
教育の基礎理論	教育の基礎理論に関する科目	障害児教育概論	2	2	
特別支援教育領域	心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害の生理・病理概論 聴覚障害児の心理概論 知的障害の生理・病理概論 知的障害児の心理概論 肢体不自由児の理解概論 障害児の医療管理概論 病弱児の理解概論	2 2 2 2 2 2 2	16	各特別支援教育領域の必要単位は、別に定める。
	教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害児教育概論 聴覚障害指導法概論A 聴覚障害指導法概論B 知的障害児の教科指導概論 肢体不自由児の指導法概論 病弱児の指導法概論	2 2 2 2 2 2		
	心理、生理及び病理に関する科目／教育課程及び指導法に関する科目	聾重複障害児の教育概論	2		
免許状に定めることとなる特別支援教育領域以外の領域	心理、生理及び病理に関する科目／教育課程及び指導法に関する科目	重複障害教育概論	2	2	各特別支援教育領域の必要単位は、別に定める。
		視覚障害児教育総論 発達障害児の理解と指導概論 特別ニーズ教育概論	2 2 2	4	

教育実習	4	
研究論文	3	
合計	31	

別表 2 (第 17 条関係)

専攻名	コース名	免許状の種類	特別支援教育領域
重複障害 教育専攻	一種免許状取得コース	特別支援学校教諭一種免許状	聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者